

専決処分（平成28年11月1日）

補正予算書及び補正予算説明書

平成28年11月

倉吉市

目 次

一般会計補正予算（第4号）	1
下水道事業特別会計補正予算（第3号）	19
集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	30
国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）	39

議案第88号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

平成28年11月24日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第16号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分する。

平成28年11月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

平成28年度倉吉市一般会計補正予算(第4号)

平成28年度倉吉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,757,863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,032,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		4,009,787	129,051	4,138,838
	1. 国庫負担金	2,858,446	56,666	2,915,112
	2. 国庫補助金	1,140,722	72,385	1,213,107
15. 県支出金		2,566,188	32,999	2,599,187
	2. 県補助金	1,399,651	32,999	1,432,650
18. 繰入金		1,799,257	454,413	2,253,670
	1. 基金繰入金	1,792,610	454,413	2,247,023
20. 諸収入		2,513,296	950,000	3,463,296
	3. 貸付金元利収入	2,039,460	950,000	2,989,460
21. 市債		2,136,494	191,400	2,327,894
	1. 市債	2,136,494	191,400	2,327,894
歳入合計		29,275,040	1,757,863	31,032,903

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,633,899	10,000	3,643,899
	1. 総務管理費	3,230,183	10,000	3,240,183
3. 民生費		9,695,812	141,874	9,837,686
	4. 災害救助費	167,426	141,874	309,300
4. 衛生費		1,316,824	144,770	1,461,594
	2. 清掃費	657,990	144,770	802,760
6. 農林水産業費		1,479,908	33,474	1,513,382
	1. 農業費	1,386,210	33,474	1,419,684
7. 商工費		3,262,439	955,100	4,217,539
	1. 商工費	3,262,439	955,100	4,217,539
8. 土木費		3,118,230	35,180	3,153,410
	4. 都市計画費	1,360,381	35,180	1,395,561
11. 災害復旧費		302,060	437,465	739,525
	1. 農林水産業施設災害復旧費	51,660	19,300	70,960
	2. 公共土木施設災害復旧費	138,400	128,500	266,900
	3. その他の公共施設災害復旧費	112,000	289,665	401,665

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	29,275,040	1,757,863	31,032,903
合	計			

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
災 害 援 護 資 金 利 子 補 助 金	平成28年度から平成34年度まで	貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業費	千円 90,000	証書借入又は 証券発行	年10.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	11年以内(内据置6年以内)その他は、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は、低利に借換えることができる。
教育施設災害復旧費	31,400	同上	同上	10年以内(内据置2年以内) 以下同上
公共土木施設単独災害復旧費	70,000	同上	同上	10年以内(内据置2年以内) 以下同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	4,009,787	129,051	4,138,838
15. 県支出金	2,566,188	32,999	2,599,187
18. 繰入金	1,799,257	454,413	2,253,670
20. 諸収入	2,513,296	950,000	3,463,296
21. 市債	2,136,494	191,400	2,327,894
歳入合計	29,275,040	1,757,863	31,032,903

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,633,899	10,000	3,643,899				10,000
3. 民生費	9,695,812	141,874	9,837,686		90,000		51,874
4. 衛生費	1,316,824	144,770	1,461,594	72,385			72,385
6. 農林水産業費	1,479,908	33,474	1,513,382	31,674			1,800
7. 商工費	3,262,439	955,100	4,217,539			950,000	5,100
8. 土木費	3,118,230	35,180	3,153,410				35,180
11. 災害復旧費	302,060	437,465	739,525	57,991	101,400		278,074
歳出合計	29,275,040	1,757,863	31,032,903	162,050	191,400	950,000	454,413

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 災害復旧費負担金	33,350	56,666	90,016	2. その他の公共施設災害復旧費負担金	56,666	教育施設災害復旧費負担金 56,666
計	2,858,446	56,666	2,915,112			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

3. 衛生費補助金	34,482	72,385	106,867	2. 清掃費補助金	72,385	災害等廃棄物処理事業費補助金 72,385
計	1,140,722	72,385	1,213,107			

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

4. 農林水産業費補助金	567,503	31,674	599,177	1. 農業費補助金	31,674	農林水産業共同利用施設復旧応援事業費補助金 31,674
9. 災害復旧費補助金	17,700	1,325	19,025	1. 農林水産業施設災害復旧費補助金	1,325	しっかり守る農林基盤交付金 1,325
計	1,399,651	32,999	1,432,650			

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	638,092	454,413	1,092,505	1. 財政調整基金繰入金	454,413	財政調整基金繰入金 454,413
計	1,792,610	454,413	2,247,023			

(款) 20. 諸収入

(項) 3. 貸付金元利収入

4. 商工振興資金貸付金元利収入	2,024,878	950,000	2,974,878	1. 商工振興資金貸付金元利収入	950,000	商工振興資金貸付金元利収入 950,000
計	2,039,460	950,000	2,989,460			

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 災害復旧債	28,100	101,400	129,500	2. 公共土木施設災害復旧債	70,000	公共土木施設単独災害復旧事業債 70,000
				3. その他の公共施設災害復旧債	31,400	教育施設災害復旧事業債 31,400
9. 民生債	0	90,000	90,000	1. 災害救助債	90,000	災害援護資金貸付事業債 90,000
計	2,136,494	191,400	2,327,894			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 一 般 管 理 費	1,067,891	10,000	1,077,891				10,000	15. 工事請負費	10,000	整備工事	10,000
計	3,230,183	10,000	3,240,183				10,000				

(款) 3. 民生費

(項) 4. 災害救助費

1. 災 害 救 助 費	167,426	141,874	309,300		90,000		51,874	1. 報 酬	30,500	非常勤職員報酬	30,500
										非常勤職員	30,500
								7. 賃 金	21,374	事務賃金	21,374
							21. 貸 付 金	90,000	災害援護資金貸付金	90,000	
計	167,426	141,874	309,300		90,000		51,874				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

2. 塵 芥 処 理 費	582,474	144,770	727,244	72,385			72,385	12. 役 務 費	1,550	手数料	1,550
								13. 委 託 料	141,820	警備委託料	1,820
										ごみ収集委託料	100,000
							14. 使用料及び 賃 借 料	1,400	機械借上料	1,400	
計	657,990	144,770	802,760	72,385			72,385				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農 業 振 興 費	369,138	31,674	400,812	31,674				19. 負担金補助 及び交付金	31,674	補助金	31,674
										農林水産業共同利用施設復旧応援事業 費補助金	31,674

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
5. 農地費	704,454	1,800	706,254				1,800	28. 繰出金	1,800	集落排水事業特別会計へ繰出	1,800
計	1,386,210	33,474	1,419,684	31,674			1,800				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工業振興費	3,047,588	951,000	3,998,588			950,000	1,000	11. 需用費	1,000	修繕料	1,000
								21. 貸付金	950,000	災害等緊急対策資金貸付金	950,000
3. 観光費	122,248	4,100	126,348				4,100	28. 繰出金	4,100	国民宿舎事業特別会計へ繰出	4,100
計	3,262,439	955,100	4,217,539			950,000	5,100				

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	1,299,761	35,180	1,334,941				35,180	28. 繰出金	35,180	下水道事業特別会計へ繰出	35,180
計	1,360,381	35,180	1,395,561				35,180				

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

2. 農林水産業施設単独災害復旧費	21,660	19,300	40,960	1,325			17,975	13. 委託料	15,000	測量設計委託料	15,000
								14. 使用料及び賃借料	1,200	機械借上料	1,200
								15. 工事請負費	1,300	災害復旧工事	1,300
								16. 原材料費	1,800	工事材料費	1,800
計	51,660	19,300	70,960	1,325			17,975				

(款) 11. 災害復旧費

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

2. 公共土木施設単独災害復旧費	86,900	128,500	215,400		70,000		58,500	11. 需用費	38,300	消耗品費	3,300
										修繕料	35,000
								12. 役務費	1,200	手数料	1,200

(款) 11. 災害復旧費

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
(公共土木施設単独災害復旧費)							13. 委託料	28,000	調査委託料 20,000 測量設計委託料 8,000	
							15. 工事請負費	61,000	維持補修工事 6,000 災害復旧工事 55,000	
計	138,400	128,500	266,900		70,000		58,500			

(款) 11. 災害復旧費

(項) 3. その他の公共施設災害復旧費

1. 総務施設災害復旧費	20,000	24,576	44,576				24,576	11. 需用費	10,000	修繕料	10,000
								13. 委託料	8,000	調査委託料	8,000
								15. 工事請負費	6,576	災害復旧工事	6,576
4. 商工施設災害復旧費	4,000	13,535	17,535				13,535	11. 需用費	12,535	修繕料	12,535
								12. 役務費	1,000	手数料	1,000
5. 教育施設災害復旧費	84,000	241,554	325,554	56,666	31,400		153,488	11. 需用費	20,523	修繕料	20,523
								12. 役務費	2,852	手数料	2,852
								13. 委託料	88,603	設計業務委託料 17,484 調査委託料 55,220 測量設計委託料 12,380 監理委託料 3,519	
								15. 工事請負費	129,576	災害復旧工事	129,576
6. 消防施設災害復旧費	0	10,000	10,000				10,000	11. 需用費	10,000	修繕料	10,000
計	112,000	289,665	401,665	56,666	31,400		201,599				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (月分)(千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		18,888	6,391 (2.90月分)				25,279	5,038	30,317	
	議 員	16	76,560		28,136 (3.15月分)				104,696	30,922	135,618	
	その他の 特別職	1,784	457,330	7,500	2,538 (2.90月分)				467,368	46,979	514,347	
	計	1,802	533,890	26,388	37,065				597,343	82,939	680,282	
補正前	長 等	2		18,888	6,391 (2.90月分)				25,279	5,038	30,317	
	議 員	16	76,560		28,136 (3.15月分)				104,696	30,922	135,618	
	その他の 特別職	1,784	426,830	7,500	2,538 (2.90月分)				436,868	46,979	483,847	
	計	1,802	503,390	26,388	37,065				566,843	82,939	649,782	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職		30,500						30,500		30,500	
	計		30,500						30,500		30,500	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間 年度	金 額 千円	期 間 年度	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
災 害 援 護 資 金 利 子 補 助 金	補正前の額		千円 0							千円 0
	補 正 額	貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額			28～34	貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額	貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額に1/2を乗じて得た額			貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額から県補助金を控除した額
	計	貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額			28～34	貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額	貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額に1/2を乗じて得た額			貸付実行日から6年を経過する日までの利子の額から県補助金を控除した額

地方債の前前年度末における現在高ならびに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額					
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
1 普 通 債	千円 1,391,600	千円 90,000	千円 1,481,600	千円 14,768,487	千円 90,000	千円 14,858,487
(5) 社 会 福 祉		90,000	90,000	393,895	90,000	483,895
2 災 害 復 旧 債	28,100	101,400	129,500	169,177	101,400	270,577
(1) 土 木	17,100	70,000	87,100	122,713	70,000	192,713
(3) そ の 他		31,400	31,400	8,810	31,400	40,210
合 計	2,136,494	191,400	2,327,894	32,004,393	191,400	32,195,793

議案第89号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

平成28年11月24日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第17号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分する。

平成28年11月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度倉吉市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,093,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		1,126,856	35,180	1,162,036
	1. 他会計繰入金	1,126,856	35,180	1,162,036
6. 市債		830,000	30,200	860,200
	1. 市債	830,000	30,200	860,200
歳入合計		3,028,204	65,380	3,093,584

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下	水道費	1,207,656	65,380	1,273,036
	1. 下 水道費	1,207,656	65,380	1,273,036
歳出合計		3,028,204	65,380	3,093,584

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 830,000	証書借入又は 証券発行	年10.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(内据置5年以内)その他は、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は、低利に借換えることができる。	千円 860,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	1,126,856	35,180	1,162,036
6. 市債	830,000	30,200	860,200
歳入合計	3,028,204	65,380	3,093,584

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 下水道費	1,207,656	65,380	1,273,036		30,200	35,180	
歳出合計	3,028,204	65,380	3,093,584		30,200	35,180	

2. 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1,126,856	35,180	1,162,036	1. 一般会計繰入金	35,180	一般会計繰入金 35,180
計	1,126,856	35,180	1,162,036			

(款) 6. 市債

(項) 1. 市債

1. 事業債	830,000	30,200	860,200	1. 下水道事業債	30,200	下水道事業債 30,200
計	830,000	30,200	860,200			

3. 歳出

(款) 1. 下水道費

(項) 1. 下水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 建設費	550,019	65,380	615,399		30,200	35,180		13. 委託料	35,100	調査委託料 5,100 測量設計委託料 30,000
								15. 工事請負費	20,000	災害復旧工事 20,000
								19. 負担金補助 及び交付金	10,280	負担金 10,280 天神川流域下水道事業費地元負担金 10,280
計	1,207,656	65,380	1,273,036		30,200	35,180				

地方債の前前年度末における現在高ならびに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額					
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
1 公 営 企 業 債	千円 830,000	千円 30,200	千円 860,200	千円 18,038,495	千円 30,200	千円 18,068,695
(1) 下 水 道	830,000	30,200	860,200	18,038,495	30,200	18,068,695
合 計	830,000	30,200	860,200	18,038,495	30,200	18,068,695

議案第90号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

平成28年11月24日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第18号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分する。

平成28年11月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度倉吉市の集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		360,880	1,800	362,680
	1. 他会計繰入金	360,880	1,800	362,680
歳入合計		684,460	1,800	686,260

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 集落排水費		214,442	1,800	216,242
	1. 集落排水費	214,442	1,800	216,242
歳出合計		684,460	1,800	686,260

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	360,880	1,800	362,680
歳入合計	684,460	1,800	686,260

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 集落排水費	214,442	1,800	216,242			1,800	
歳出合計	684,460	1,800	686,260			1,800	

2. 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	360,880	1,800	362,680	1. 一般会計繰入金	1,800	一般会計繰入金 1,800
計	360,880	1,800	362,680			

3. 歳出

(款) 1. 集落排水費

(項) 1. 集落排水費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 建設費	50,400	1,800	52,200			1,800		13. 委託料	1,800	測量設計委託料	1,800
計	214,442	1,800	216,242			1,800					

議案第91号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

平成28年11月24日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第19号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度倉吉市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分する。

平成28年11月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

平成28年度倉吉市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度倉吉市の国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		9,845	4,100	13,945
	1. 他会計繰入金	9,845	4,100	13,945
歳入合計		29,851	4,100	33,951

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 維持管理費		2,400	4,100	6,500
	1. 施設管理費	2,400	4,100	6,500
歳出合計		29,851	4,100	33,951

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	9,845	4,100	13,945
歳入合計	29,851	4,100	33,951

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1.維持管理費	2,400	4,100	6,500			4,100	
歳出合計	29,851	4,100	33,951			4,100	

2. 歳入

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	9,845	4,100	13,945	1. 一般会計繰入金	4,100	一般会計繰入金 4,100
計	9,845	4,100	13,945			

3. 歳 出

(款) 1. 維持管理費

(項) 1. 施設管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 管 理 費	2,400	4,100	6,500			4,100		11. 需 用 費	4,100	修繕料	4,100
計	2,400	4,100	6,500			4,100					